

難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について

1 難民認定制度の適正化のための運用の更なる見直し

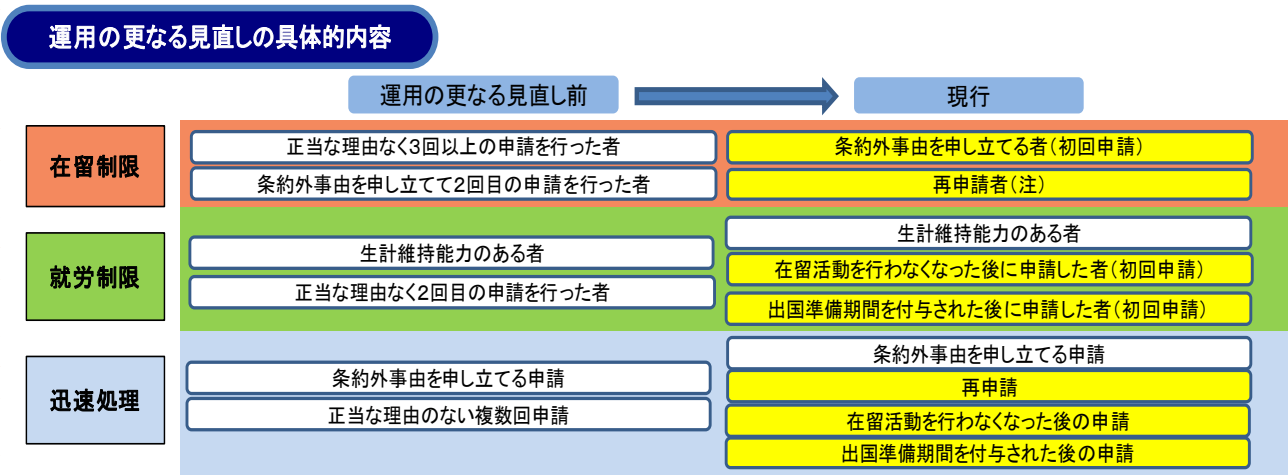
法務省では、真の難民の迅速な保護を図るため、平成27年9月の難民認定制度の運用の見直しに続き、難民認定制度の運用の更なる見直し（以下「運用の更なる見直し」という。）を行い、平成30年1月15日から実施しています。

具体的には、我が国で正規に在留する者が難民認定申請した場合に、難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対しては、そのことが判明次第、就労を認めることにより、これまでより早期に生活の安定が図れるようにしています。

他方で、借金問題（本国の借金を返済できていないため、帰国した場合、貸し金業者から迫害を受けるなど）のような難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てるなど、濫用・誤用的な申請を行っている申請者に対しては、在留を認めない措置を執り、また、実習先から失踪した技能実習生や学校を退学した留学生等本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った申請者に対しては、就労を認めない措置を執り、これまでよりも厳格に対応しています。

このような「運用の更なる見直し」により、濫用・誤用的な申請者には、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執ることとした結果、本年上半期の難民認定申請の状況は、次の2以下のとおり、難民認定申請数が大幅に減少し、申請を取り下げた者等の数も急増しており、これまでのところ、「運用の更なる見直し」が、就労等を目的とする者による濫用・誤用的な難民認定申請の抑制に一定程度の効果をあげていると考えられます。

図1：難民認定制度の運用の更なる見直しの具体的内容



(注) 難民条約上の難民である可能性が高いと思われる申請者又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる申請者を除く。

2 難民認定申請の状況

(1) 難民認定申請数

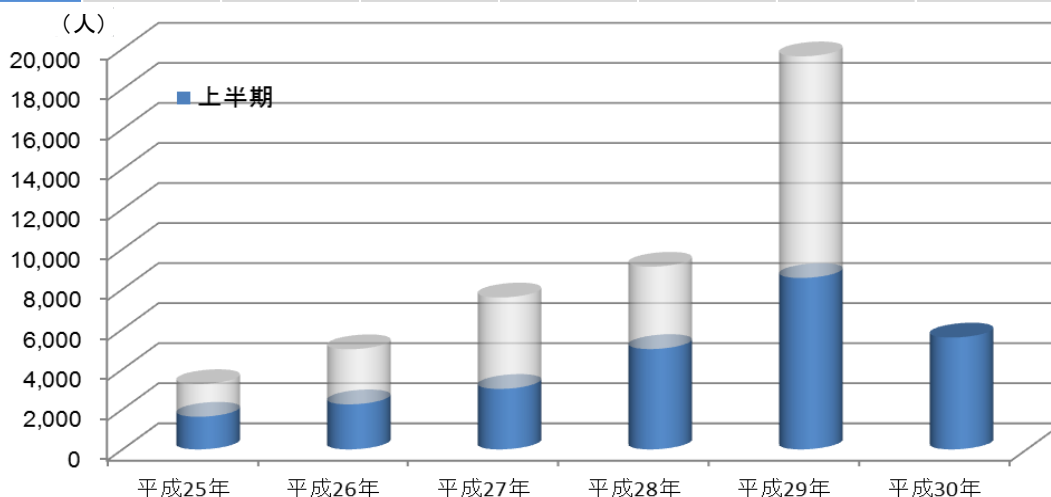
難民認定申請数（以下「申請数」という。）は、近年は毎年、対前年比で約50%増と急増し、平成29年には対前年比で約80%増の19,629人と過去最多を記録しましたが、平成30年上半期の申請数は5,586人となり、前年同期の8,561人と比べて2,975人（約35%）減と大幅に減少しました。上半期の申請数としては、平成22年以来、8年ぶりの減少となります。これは、今回の「運用の更なる見直し」により、就労等を目的とする者による濫用・誤用

的な申請が減少したためと考えられます。

なお、本年上半期の申請数のうち、約8%に当たる427人が、過去に難民不認定処分を受けたにもかかわらず申請を繰り返している申請者であり、申請回数が最多の申請者は5回目の申請（トルコ等）となっています。

表1及び図2：難民認定申請数の推移 (人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
申請数	上半期	1,628	2,248	3,020	5,011	8,561	5,586
	年間	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	-



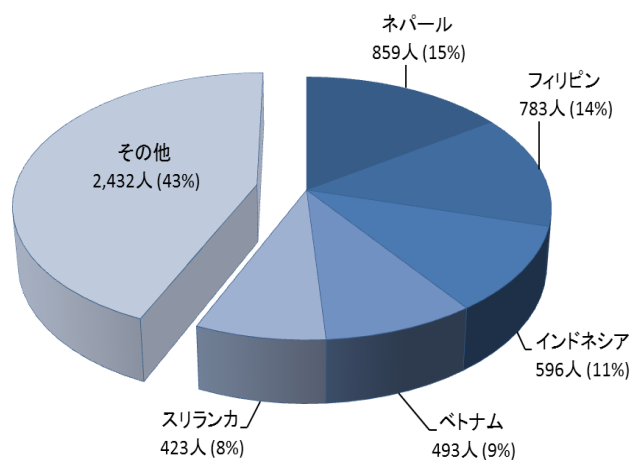
(2) 主な国籍の動向

平成30年上半期の申請者の国籍・地域は57か国にわたり、主な国籍は前年同様、ネパール、フィリピン、インドネシア、ベトナム、スリランカとなっています。これら上位5か国からの申請数は、前年同期と比べて約46%減少しています。

しかしながら、これら上位5か国からの申請数が申請総数の約57%を占めており、依然として、大量の難民・避難民を生じさせるような事情がない国々からの申請が多い状況が続いています。

表2及び図3：国籍別申請数の内訳 (人)

		平成29年 上半期	平成30年 上半期	増減率 (上半期)
1	ネパール	730	859	18%
2	フィリピン	1,770	783	-56%
3	インドネシア	834	596	-29%
4	ベトナム	1,338	493	-63%
5	スリランカ	1,125	423	-62%
6	カンボジア	216	371	72%
7	インド	295	342	16%
8	パキスタン	202	338	67%
9	トルコ	698	258	-63%
10	ミャンマー	571	241	-58%
-	その他	782	882	13%
総数		8,561	5,586	-35%



(3) 主な在留資格別の動向

平成30年上半期の申請者の申請時における在留状況は、正規在留者が5,388

3人（申請総数の約9.6%）、非正規在留者が203人（約4%）であり、正規在留者が大半を占めています。

正規在留者の在留資格の内訳は、観光等を目的として入国した「短期滞在」が3,475人、本国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関からの推薦を受けて入国した者が大半を占める「技能実習」が764人、自ら出国する意思を表明し、その準備のための期間を求めて在留の許可を受けた後に難民認定申請に及んだ「特定活動（出国準備期間）」が446人、「留学」が356人、難民認定申請を繰り返す「特定活動（難民認定申請中）」が153人となっています。

このうち、「運用の更なる見直し」により、就労を認めない措置の対象となる者の多くを占める「技能実習」、「留学」からの申請は、前年同期と比べて、「技能実習」が約37%減、「留学」が約68%減となっており、また、在留を認めない措置の対象である「特定活動（難民認定申請中）」からの申請は、前年同期と比べて、約53%減となっており、いずれも申請総数の減少率（約35%）を上回る減少となっています。

他方、非正規在留者の主な国籍は、トルコが最も多く、非正規在留者の約15%を占め、次いでスリランカ、フィリピンとなっています。

表3：申請時在留資格別申請数 (人)

		平成29年上半期	平成30年上半期	増減率(上半期)
正規		8,040	5,383	-33%
在留資格	短期滞在	4,700	3,475	-26%
	技能実習	1,216	764	-37%
	留学	1,106	356	-68%
	特定活動(出国準備期間)	385	446	16%
	特定活動(難民認定申請中)	325	153	-53%
	その他	308	189	-39%
非正規		521	203	-61%
総数		8,561	5,586	-35%

(4) 申請時の振分け状況

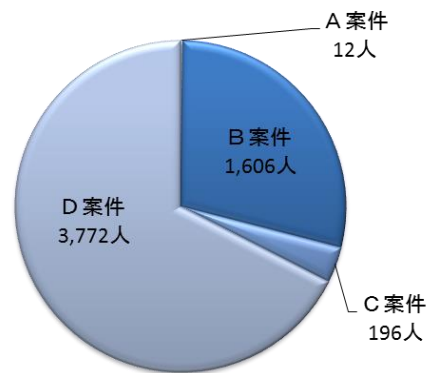
法務省では、難民認定申請を受け付けたときは、申請書の記載内容等により、申請案件の振分けを行い、振分け結果に応じて、迅速処理の対象とするとともに、在留を認めない措置や就労を認めない措置を執っています。

地方入国管理官署での難民認定申請案件の振分け状況をみると、A案件（難民である可能性が高いと思われる案件又は本国情勢等により人道上の配慮を要する可能性が高い案件）が12人、B案件（難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件）が1,606人、C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）が196人、D案件（上記以外の案件）が3,772人となっています。振分けの段階で、明らかに濫用・誤用的な申請と判断された案件（B・C案件）は、申請総数の約32%を占めており、依然として濫用・誤用的な申請が多い状況にあります。

（注）申請書等の記載内容等により、申請案件の振分けを行っているため、インタビュー等の調査の結果、申請の受付時に振り分けられた分類と別の分類に振り分けられる場合もあります。

表 4 及び図 4 : 地方入国管理官署における振分け状況

平成 30 年 上半期		
振分け区分	振分け数(人)	総数に占める割合
A 案件	12	0.2%
B 案件	1,606	28.8%
C 案件	196	3.5%
D 案件	3,772	67.5%
総 数	5,586	100.0%



3 処理の状況

難民認定申請における処理数は 6,411 人であり、前年同期の 4,500 人と比べて、1,911 人(約 42%)増加しました。上半期において、処理数が申請数(5,586 人)を上回ったのは、平成 23 年以来、7 年ぶりとなります。

その内訳は、難民と認定した者(以下「認定者」という。)20 人、難民と認定しなかった者(以下「不認定者」という。)4,940 人、申請を取り下げた者等 1,451 人となっています。

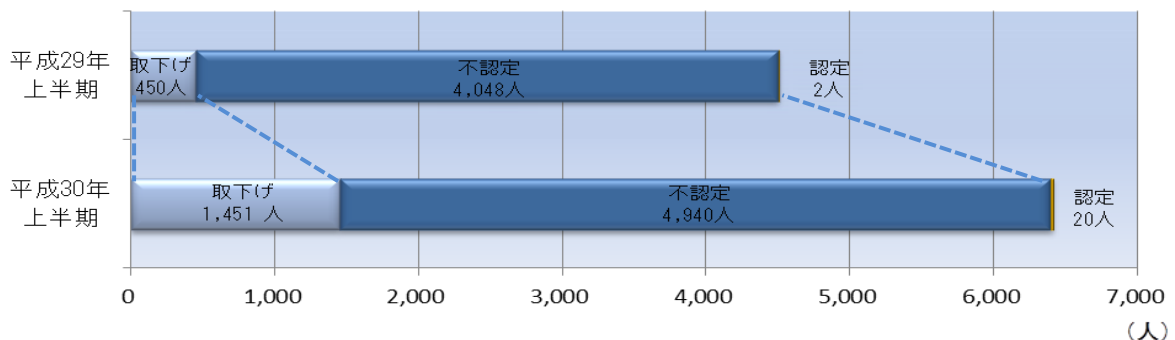
(1) 不認定者の主な国籍は、フィリピン 1,084 人、インドネシア 877 人、ベトナム 825 人、ネパール 522 人、トルコ 440 人、スリランカ 218 人、カンボジア 214 人、ミャンマー 142 人、中国 109 人、バングラデシュ 86 人となっています。

(2) 申請を取り下げた者等の主な国籍は、フィリピン 652 人、ネパール 124 人、インドネシア 105 人、ベトナム 94 人、スリランカ 78 人、インド 73 人、トルコ 63 人、ミャンマー 60 人、パキスタン 52 人、中国 36 人となっています。

申請を取り下げた者等の数は、前年 1 年間で 1,612 人であったのに対して、本年は上半期だけで 1,451 人となっており、取り下げた者等の数が急増しています。

その主な取下げ理由は、「問題が解決したため」、「帰国するため」、「他の在留資格への変更が許可されたため」などとなっており、申請の取下げ等の後に約 84%が出国し、約 12%が本邦に不法に残留し続けています(平成 30 年 7 月 31 日時点)。これは、「運用の更なる見直し」により、真の難民ではなく就労等を目的とする濫用・誤用的な申請者が取り下げ等して、帰国したものと考えられます。

図 5 : 処理の内訳



4 難民認定及び人道配慮による在留許可者数

難民認定手続（不服申立てを含む。）の結果、我が国での在留を認めた者は43人となっています。

そのうち、認定者は一次審査で認定した20人と不服申立てで「理由あり」とされた2人を合わせた合計22人となっており、その国籍の内訳は、エチオピア4人、中国4人、シリア3人、アフガニスタン2人、イエメン2人、コンゴ民主共和国2人、イラン1人、ウガンダ1人、エリトリア1人、コロンビア1人、ブルンジ1人となっています。

また、難民と認定しなかったものの人道的な配慮を理由に在留を認めた者は、イラク、シリアなど21人となっています。